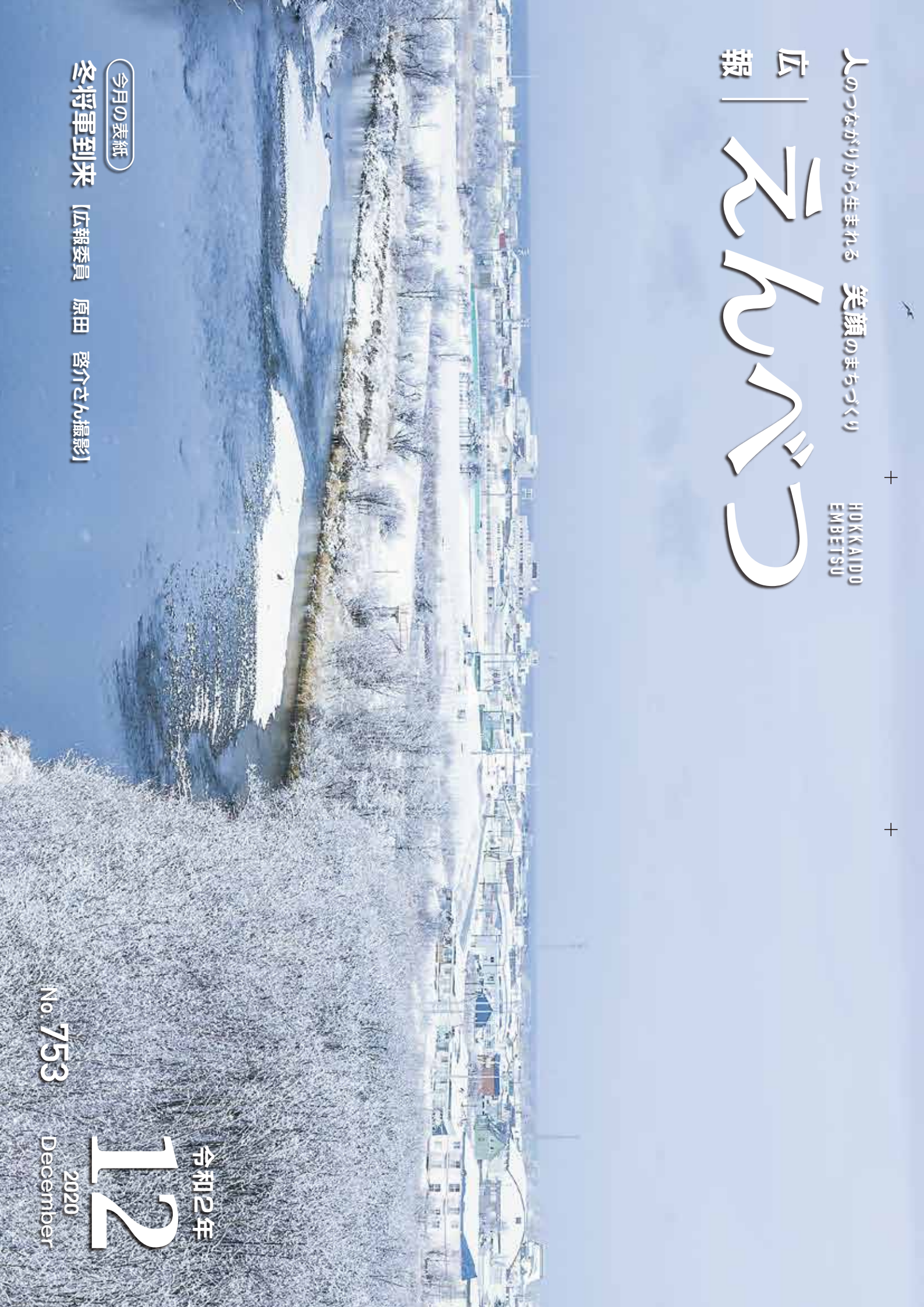


人のつながりから生まれる 笑顔のまちづくり

HOKKAIDO  
EMBEITSU

# 広 | えんぽつ 報



今月の表紙

冬将軍到来

【広報委員 原田 啓介さん撮影】

令和2年

# 12

2020

December

No. 753



入学式



4月：遠別農業高校 入学式

# 写真で振り返る 2020年 4月～11月



6月：スポーツ少年団事業 クリーン活動



6月：花いっぱい運動



ンジ教室(職業体験)



8月：子どもチャレンジ教室(ネイチャー体験)



8月：戦没者・功労者追悼式



9月：女性ドライバーの会 三色たまご安全運転PR



10月：第71回 中学校 学校祭



表彰式



11月：きらり おゆうぎ会



11月：遠別農業高校 授業公開



4月:きらり 入園式



4月:小学校 入学式



4月:中学校



4月:道の駅 リニューアルオープン



5月:富士見ヶ丘公園 桜満開



6月:フレッシュ市場花菜夢オープン



6月:上架施設供用開始



7月:子どもチャレ



8月:第1回 えんべつ花火大会



9月:きらり 運動会



10月:遠別町長当選証書付与式



10月:ハロウィンイベント



11月:遠別町

# 遠別町表彰式

11月3日、役場庁舎1階会議室において遠別町表彰式が行われました。長きに亘り町の発展と振興にお力添えいただいた12人に表彰状と記念品を贈り、長年の功績をたたえました。



代表して謝辞を述べる北島さん

【功績表彰】			
北島次幸様	旭	平成15年8月からオロロン農業協同組合理事、平成22年4月に副組合長、さらに平成28年4月に遠別地区筆頭理事に就任し、17年にわたり組合運営に尽力され、遠別町の農業発展に貢献された。また、農業委員として農地の効率的な利用促進、農業経営の合理化等、農業振興に寄与されました。	
表勝様	本町5丁目	遠別町交通指導員として40年間在職し、豊富な経験と卓越した指導力を発揮し、安心安全のまちづくりの推進に尽力されました。	
山内喜三郎様	共栄	遠別町農業委員会委員として5期15年間在職し、豊富な経験と卓越した識見をもって、農地の効率的な利用促進、農業経営の合理化等、農業の振興に寄与されました。	
【善行表彰】			
(同)ユーラスエナジー遠別 代表取締役 高瀬達秀様	苫前町	町の公益のため深いご理解と篤志をもって多額の金品の寄附をし、町勢の伸展に寄与されました。	
道北興業(株) 代表取締役 片岡俊浩様	本町3丁目		
堀あゆみ様	本町3丁目		
【勤続表彰】			
選挙管理委員会委員	國部マサル様	本町3丁目	12年0ヶ月
表彰審議会委員	高橋輝幸様	本町5丁目	10年11ヶ月
表彰審議会委員	五十嵐久子様	本町1丁目	10年11ヶ月
交通指導員	富士原勝義様	北浜	10年2ヶ月
交通指導員	稲垣弘治様	本町5丁目	10年2ヶ月
消防団員班長	松田正義様	本町1丁目	25年11ヶ月

# 『おゆうぎ会』

11月7日、幼児センター  
きらり第12回目となる  
『おゆうぎ会』が開催され  
ました。

新型コロナウイルス感染  
拡大防止のため、来園者の  
制限、ソーシャルディス  
タンスの確保、園内の換気等  
を十分にいたうえで行われ  
ました。

例年とは少し違う雰囲気  
に戸惑いながらも、子ども  
たちはキラキラな衣装を身  
にまとい、元気いっぱい  
踊りを披露。

お父さん、お母さんは、  
カメラ片手に、一生懸命頑  
張るわが子の姿に目を細め  
ていました。





オロロン農業協同組合が遠別町へ新米を寄贈

10月30日、オロロン農業協同組合の代表理事組合長 長谷川裕昭氏が遠別町教育委員会を訪問され、羽幌町で作られた新米「オロロン米なつぼし」120kgを寄贈されました。新米の寄贈は昨年引き続き2度目で「羽幌で作られたお米を遠別の子どもたちに食べて欲しい」との思いからされています。

寄贈されたお米は遠別小学校、遠別中学校、幼児センターいきらりの給食に使用され、子どもたちに大変好評であったとのこと。



『プレミアム商品券』即完売

11月8日、午前9時から、マナピイ・21にてプレミアム商品券の販売が開始されました。

販売開始と同時に購入された方もおり、その後もプレミアム商品券を求められるお客さんが絶えませんでした。今年はいく10,000円で3,000円のプレミアムがついた商品券を販売しており、1世帯4口(40,000円)まで購入可能となっております。

たいへんお得なこの商品券ですが、11月16日、販売開始からわずか9日で完売となったそうです。



## 『自動車事故被害者支援制度のご案内』

自動車による交通事故が原因で、「脳」、「脊髄」又は「胸腹部臓器」に重度の後遺障害が残り、日常生活において「常時」又は「随時」の介護が必要な方に介護料を支給しています。

また、職員が介護料受給者のご家庭を訪問して情報を提供し、ご相談に応じる「訪問支援」を行っています。

### ①支給対象者

特Ⅰ種（最重度） Ⅰ種の該当者のうち、一定の要件に該当する方

Ⅰ種（常時要介護） 自動車損害賠償保障法施行令（以下、「自賠法施行令」といいます。）別表第一第1級1号又は2号に認定されている方など※

Ⅱ種（随時要介護） 自賠法施行令別表第一第2級1号又は2号に認定されている方など※

※同等の傷害を受けた方が対象となる場合があります（詳しくはHPをご覧ください）

### ②支給額（月額）

認定された種別毎に

特Ⅰ種 85,310円 ～ 211,530円

Ⅰ種 72,990円 ～ 166,950円

Ⅱ種 36,500円 ～ 83,480円

〔対象となる費用〕

- ①訪問看護等在宅介護サービス
- ②介護用品の購入等（修理を含む。）
- ③消耗品の購入



### ③支給の制限

①次のような場合は支給できません。

- ・NASVA療護施設に入院したとき。
- ・他法令に基づく施設に入所又は介護料相当の給付を受けたとき等。
- その他、支給できない条件がありますのでお問い合わせください。

②所得制限

- ・主たる生計維持者の合計所得金額が年間1,000万円を超えたときは支給できません。

### ④短期入院・入所費用の助成

受給資格の認定を受けた方が、治療等を受けるため病院・施設に短期間の入院・入所をした場合に介護料とは別に支給します。

年間45万円以内（年間45日以内）の範囲内で支給します。

〔対象となる費用〕

- ①入退院・入退所時における患者移送費として自己負担した額
- ②室料差額及び食事負担金として自己負担した額（1日1万円を上限）
  - ・治療費の自己負担分は対象外です。
- ③短期入院・入所利用時のヘルパー等の付き添いに要した費用として自己負担した額

### ⑤訪問支援、交流会

介護料受給者等の精神的支援のため、直接介護料受給者等を訪問して、介護に関する相談や情報提供を実施しています。

また、同じ境遇にある各ご家庭の介護者等皆様が介護におけるお悩みを共有し、互いに情報交換していただけるよう、交流会を実施しています。

詳しくは、こちらをご覧ください。  
（介護料の支給と訪問支援HP）



## 年金生活者給付金制度に便乗した詐欺にご注意ください

年金生活者支援給付金制度に便乗し、厚生労働省、日本年金機構、市町村の職員を名乗る者から、「年金生活者支援給付金の振込口座が使えないため、新しい口座番号、暗証番号、マイナンバーを教えてください。」という不審な電話がかかってきた事例が報告されています。

厚生労働省および日本年金機構では、電話でお客様の口座番号等をお聞きすることはありません。このような電話があっても、個人情報を答えることのないようにご注意ください。

ご不明な点等がありましたら、お近くの年金事務所等にお問い合わせください。

■ 日本年金機構 稚内年金事務所 ☎0162-32-1941

## 建物の固定資産税について

固定資産税は、毎年1月1日現在に建っている建物（家屋）に課税されます。

このため、令和2年中（12月31日まで）に建物等を取壊した方で、役場へ届出をされていない方は**令和3年1月8日まで**に役場住民課税務係までご連絡願います。

なお、不動産登記法に基づき、法務局へ建物（家屋）の滅失登記をされた場合は連絡不要です。

また、令和3年1月以降に取壊した建物につきましては、令和3年度は課税されますが、遅滞なくご連絡いただきますようお願いいたします。



※不動産登記法に基づいた登記家屋について

役場へ届出をされても登記内容は更新されませんので、所轄の法務局で滅失登記の手続きを行ってください。

■ 住民課税務係 ☎7-2113

## 屋根から落ちる雪や氷による危険防止などのお願い

毎年、冬になりますと、屋根に積もった雪や氷、つららが落ちて歩行者がケガをしたり、死亡したりすることがしばしば起こっています。

皆さんも冬期間の生活にはご苦労されていると思いますが、冬期間の通行を円滑にし、事故を無くするため、特に次のことに注意するようお願いいたします。

- ◆ 屋根の雪や氷、つららが道路に落ちる建物には、これに伴う事故を避けるため雪止めをつけるようにしてください。
- ◆ 雪止めがつけてあっても強さが足りなかったり、針金などがさびついたり古くなったりして切れて落ちることもあるので、必ず点検して、悪いところがあれば早めに修繕するようにしてください。
- ◆ 屋根の雪や氷、つらは気温が上昇したとき、特にマイナス3度くらいからプラス3度くらいになったときに落ちやすい状態となるため、そのようなときは早めに落とすようにし、落とすときは歩行者や遊んでいる子どもなどに十分注意するようにしてください。
- ◆ ビルの壁や窓枠、突出看板等からの落氷雪は少量でも危険であるため、付着した雪や氷の除去を行うようにしてください。  
また、落氷雪の除去の際には、歩行者への十分な安全対策を行うようにしてください。
- ◆ 軒下を通行するときは、屋根からの落氷雪に十分注意するようにしてください。
- ◆ 軒下や道路では、子どもを絶対に遊ばせないようにしてください。
- ◆ 屋根から大量の雪が落ちたときは、直ちに事故がないかどうか確かめるとともに、歩行者の通行への影響を避けるため、速やかに処理してください。
- ◆ 交通事故・交通障害防止のため、屋根からの落氷雪や敷地内の積雪を道路に出さないようにしてください。

■ 留萌開発建設部 ☎0164-42-2315



## 知っていますか？道の「苦情審査委員」制度

- 道が行った業務や制度の内容を審査する制度が、「北海道苦情審査委員」制度です。
- 皆さん自身の利害に関する苦情であれば、苦情審査委員に申立てができます。
- 皆さんに代わって、苦情審査委員が公正で中立的な立場から、道の関係機関に対し、必要な調査等を行います。
- 審査の結果、道の業務に不備な点や制度に問題があるときは、道の機関に是正や改善を求めます。
- もちろん、個人情報の保護にも十分配慮します。

①苦情申立の窓口は、道庁の「道政相談センター」か各総合振興局（振興局）の総務課。

②苦情申立書の付いたリーフレットを用意しています。

③ホームページからでも申立書をダウンロードできます。

→ 道トップページの「総合案内」の「道政相談等の窓口」

→ 「2 苦情審査委員の窓口」の「道政に関する苦情申立ては、北海道苦情審査委員へ」

→ 4 苦情申立てについて（申立書はこちら）

④申立て方法は、「苦情申立書」に必要な事項を記入し、提出してください。

また、郵送、ファックス、メールでも申立てができます。

⑤問い合わせ先

・北海道総合政策部知事室道政相談センター

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

TEL 011-204-5523（直通） FAX 011-241-8181

メール kujyou.koueki@pref.hokkaido.lg.jp

・各総合振興局（振興局）総務課



## 正しい操作で、安全除雪！！

毎年、雪のシーズンになると除雪機による事故が多発しています。除雪機を使う際には、次の点に注意して操作しましょう。

- (1) 作業を行う前に、必ず取扱説明書をよく読んで、正しい使い方を理解しましょう。
- (2) 安全装置が正しく作動しない状態では使用しないようにしましょう。また、デッドマンクラッチ機構を意図的に無効化したり、故障を放置したままでは使用しないようにしましょう。
- (3) 雪詰まりを取り除くときは、必ずエンジンを停止し、回転部（オーガ、ブロワ）が完全に停止してから雪かき棒を使って行いましょう。
- (4) 回転部に近づくときは、必ずエンジンを停止し、回転部が完全に停止してから作業を行いましょう。
- (5) 後進時は、転倒したり、挟まれたりしないよう、足もとや後方の障害物には十分注意しましょう。
- (6) 除雪作業中は、雪を飛ばす方向に、人や車、建物がないことを確認しましょう。また、除雪機の周りには絶対に人を近づけないようにしましょう。

▽問い合わせ…除雪機安全協議会（一般社団法人日本農業機械工業会内）

TEL 03-3433-0415

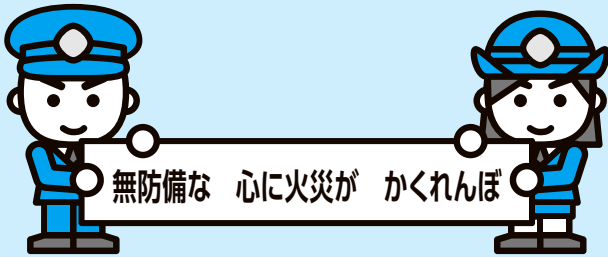
Webサイト <http://www.jfmma.or.jp/jyoankyo.html>



## 消防支署から

### 歳末特別警戒を実施します！

消防署では、年末の繁忙期における火災を未然に防止するため、歳末特別警戒を実施し、市街地及び農村地区の火災予防PRを実施します。火の取扱いには十分注意し、外出の際は火の元を点検してから外出しましょう！！



### 消防水利周囲への 雪捨て禁止について！！

防火水槽や消火栓は火災発生時に使用する大事な設備です。これらの周囲に雪捨てをされると、火災発生時に設備が使えなくなりますので、絶対にしないようご協力をお願いします！



#### 消防消防署ホームページ

<http://www.town.embetsu.hokkaido.jp/shobo/>

## 警察署から

### 飲酒運転の根絶

もういいかい 残ったお酒が まあだだよ

#### (1)飲酒運転は悪質で重大な犯罪！

飲酒運転は、悲惨な交通事故を引き起こす悪質、危険な運転行為です！

二日酔いで運転も「飲酒運転」です。少しでも身体にアルコールが残っているようなら、運転は絶対にやめましょう。

皆さん一人ひとりが「飲酒運転をしない、させない、許さない」ことを強く意識して、地域全体で飲酒運転を根絶しましょう。

#### (2)飲酒運転は、運転者以外にも処罰の対象！

飲酒運転は、運転者だけではなく、周りの人にも重い処罰があることを知っていますか。

車を運転する恐れのある人にお酒を提供したり、お酒を飲んでいる人に車を提供したり、飲酒運転の車に同乗すると、たとえお酒を飲んでいなくても処罰の対象になります。

#### (3)「ハンドルキーパー運動」で飲酒運転を防止！

ハンドルキーパー運動とは、仲間と車で飲食店に行く場合、あらかじめお酒を飲まない人(ハンドルキーパー)を決め、その人が仲間を自宅まで送り届けることです。

お酒を提供するお店の方は、「お客さんが車で来店していないか」、「車で来店している場合は、ハンドルキーパーは誰なのか」を確認して、飲酒運転を防止しましょう。

(警察本部交通部交通企画課)

天塩警察署 Tel.2 - 2110

遠別駐在所 Tel.7 - 2110

▽おくやみ  
竹内 春子さん (94) (錦町)  
八巻 節子さん (94) (北里)  
堺 ユキ子さん (92) (1区)  
青木 政義さん (91) (3区)  
渡邊 文次さん (79) (5区)  
堀江 ハチエさん (100) (5区)

▽ごけっこん  
塩田 幸男さん (2区)  
白幡 円さん (2区)  
松元 康平さん (緑町)  
中島 奈々さん (緑町)



つるねのまち

# 町のカレンダー 2020・21

曜日	月	火	水	木	金
種類	生ごみ ペットのふん	一般ごみ	資源ごみ全般 紙おむつ等・衣類等	生ごみ ペットのふん	農村地区のみ5種類を全部

- ごみに関するご不明な点は、『ごみガイドブック』をご覧いただくか、西天北五町衛生施設組合（☎5-1154）又は住民課生活広報係（☎7-2113）にお問い合わせください。

12月 (December)		1月 (January)	
15(火)	特定健診 / 後期高齢者健診 / プレ・特定健診 / 生保健診 / 胃・肺・大腸がん検診 / エキノコックス症検診 / 肝炎検診 / 前立腺がん検診 (生涯学習センター マナビイ・21 ※完全予約制)	1(金)	
16(水)		2(土)	
17(木)		3(日)	
18(金)		4(月)	
19(土)	自動車運転免許更新時講習 (遠別町) 13:00 ~ 優良	5(火)	
20(日)		6(水)	
21(月)		7(木)	
22(火)		8(金)	
23(水)		9(土)	
24(木)		10(日)	
25(金)		11(月)	スポーツセンター・すぱーく遠別休館
26(土)		12(火)	ひよこタイム (子育て支援センター 10:00 ~)
27(日)		13(水)	自動車運転免許更新時講習 (天塩町) 10:00 ~ 初回 13:00 ~ 優良 13:45 ~ 一般 15:00 ~ 違反 乳幼児健診 (診察開始 10:30 ~ 健康管理センター)
28(月)		14(木)	自動車運転免許更新時講習 (幌延町) 18:30 ~ 優良
29(火)		15(金)	
30(水)			
31(木)	スポーツセンター・すぱーく遠別休館 (~1/5)		

※ 上記の内容は変更になる場合がありますので、あらかじめ各自で確認してください。

## 地域貢献活動に感謝！

(株)石山組(代表取締役 石山 公介)様が地域貢献活動として遠別町幼児センター施設の環境整備(運動広場除草剤散布)を行い、笹川町長から感謝状が手渡されました。

また、年長組の園児たちから、感謝の気持ちを込めて作成した大きな絵が贈られました。



## マウスシールド・サーマルカメラの寄贈に感謝！

11月2日、(株)旭栄金属(取締役会長 小堀 智)様から、マウスシールド30枚入り25箱とサーマルカメラ1台が寄贈されました。新型コロナウイルス感染症対策のため、有効に活用させていただきます。



役場1階ロビーに設置

交通事故死  
ZERO ゼロ  
**937**  
日  
(令和2年11月30日現在)

人口 **2,546人**  
(-6)  
●男 1,230人(-3)  
●女 1,316人(-3)  
世帯 **1,316(-1)**  
(令和2年11月30日現在)

今月の  
納税

納期 **12/25**  
国民健康保険税(6期)

〒098-3543

遠別町字本町3丁目3番地

遠別町住民課生活広報係

(記事や写真の無断転載は固く禁じます)

皆様のご意見・ご感想をお待ちしております。

TEL (01632) 7-2113  
(内線 113・114)

FAX (01632) 7-3695

E-mail: seikatsu.kouhou@town.embetsu.hokkaido.jp

町へひとことご意見箱もご利用ください。